

行財政改革実施計画・行動計画票

No.	38	[平成18年5月8日提出]			
基本方針	財政の健全化	担当課名	総務課		
重点項目	歳入確保のための主要な取り組み				
取組項目	遊休町有財産の積極的処分				
経過・現状 (H17.4.1現在)	遊休町有財産の管理について、分譲地については台帳・図面等の整備はされているが、その他の町有土地について十分な把握がされていない。				
行 動 概 要	目標	遊休町有財産の処分 (目標年次) 平成18年度			
	期待される効果	遊休町有財産及び分譲地を処分することで、維持経費が削減されるとともに自主財源の確保が可能となる。			
	必要性・問題点	以前から保有している分譲地についても、販売実績が減少している中で、今後販売促進が可能であるか懸念される。			
	対象	遊休町有財産			
	手段	年度	実施内容・予定時期	効果額合計(117,000 千円)	
	17年度 (実績)	遊休町有財産の把握台帳の整備。		目標数値	
		効果	歳入(0 千円)		
			歳出(千円)		
	18年度	遊休町有財産の把握及び台帳の整備を完了し、有効活用が見込めない遊休地については、公売、貸付等による積極的な処分、利活用に努める。なお、分譲地についても同時に、町の広報誌・ホームページ等を活用して販売促進を行う。		目標数値	
		効果	歳入(27,000 千円)		
		歳出(千円)			
19年度			目標数値		
	効果	歳入(30,000 千円)			
		歳出(千円)			
20年度			目標数値		
	効果	歳入(30,000 千円)			
		歳出(千円)			
21年度			目標数値		
	効果	歳入(30,000 千円)			
		歳出(千円)			
関係例規等	名称			改正時期	